

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	②	北海道電力ネットワーク系統側蓄電池による風力発電募集プロセスについて	北海道エリアにおける系統側蓄電池の必要性のシミュレーション、一般負担化検討についての結論を急いでほしい	<p>2021年6月3日開催の第10回再エネTFにおいて、北海道エリアにおける系統側蓄電池の設置について、下記のと通りの規制緩和検討について方向性とスケジュールが打ち出されたという理解。</p> <p>「同エリアにおける系統側蓄電池については、最新データに基づくシミュレーションによる必要性を再検証し、その結果として導入不可欠な場合は、一般負担化を検討する。【令和3年度内の可能な限り早い時期までに検討・結論】」</p> <p>それを受け、2021年6月8日開催の第30回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会 系統WGの資料1-P5において</p> <p>「・当該要件の撤廃が可能か否かの判断のためには、過去に行った分析・シミュレーションにより必要性が確認されていることから、北海道電力ネットワークにおいて、前提等を見直しつつ分析・シミュレーションについて直ちに着手してはどうか。」</p> <p>「・その結果も踏まえた上で、適切な要件や、調整力制約の解消に向けた追加的な制度設計について、その他の制度設計の進捗とも整合性を保った上で検討し、一定の結論を遅くとも今年度中に出す予定。」と記載</p> <p>一方で、2021年12月15日開催の第35回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会 系統WGの資料4-P8では、</p> <p>「・このため、これらの検討については、2022年中に結論を得ることを目指しつつ、まずは概算を把握する観点から、北海道電力ネットワークにおいて、手法①を用いた試算結果を今年度中に御報告いただくこととしてはどうか。」</p> <p>と、膨大なデータ処理の必要性から、系統側蓄電池導入の必要性や一般負担化について結論のスケジュールが遅れている状況しかしながら、上記の結論を得られないまま系統側蓄電池の募プロ(1期残容量)が開始されており、募プロのスケジュール上、本年2022年8月ごろには保証金の支払いが必要な状況。事業者の立場としては、将来的には、これら系統側蓄電池の事業者負担要件が撤廃、もしくは一般負担化される可能性がある状況において、1期残容量の獲得を目指して多額の保証金の入金を行い、また多額の蓄電池コストの負担を行うことは非合理的な支出となる可能性もあることから、早期に結論を出していただくことを要望するもの</p>	経済産業省	第35回系統ワーキンググループにおいて、シミュレーションの具体的な手法を議論し、現在、北海道電力ネットワークにおいて算出中。	系統連系技術要件（北海道電力ネットワーク）	検討に着手	2022年度中に、シミュレーション結果を公表した上で、一般負担化の要否を含め今後の方向性を示すことを予定しております。 第1期（残容量）プロセスの保証金等が発生する前のタイミングにおいて、発電事業者の予見可能性を確保するよう検討を進めております。
2	②	再エネ設備で自己託送を行う場合のRPRの見直し	再エネ設備で自己託送を行う場合、RPRを設置する代わりに各メーターで差分計量し、充電される電力の色分け（再エネ由来、系統電力）を行い、適切に管理する仕組みに変更し、蓄電池の活用範囲を拡大できるようにしてもらいたい。（投資回収手段確保）	再エネ設備で自己託送を行う場合、連系規程に則り、連系点にRPRを設置し、再エネ由来電力を所内負荷および自己託送に活用しているが、再エネ設備に蓄電池を併設しても、RPRが設置されているため、系統電力を蓄電池に充電できない。そのため、再エネ(PV)が発電をできない場合、蓄電池活用が限定的となっている。	経済産業省	電気設備は電気事業法に基づく技術基準に適合することが求められ、その基準は「電気設備に関する技術基準を定める省令」に規定されています。また、省令に定める技術要件を満たすべき技術的内容は「電気設備の技術基準の解釈」（電技解釈）にて具体的に示しています。	電気設備に関する技術基準を定める省令 第14条、第15条、第20条、第44条第1項 電気設備の技術基準の解釈第227条、第229条	事実誤認	<ul style="list-style-type: none"> 自己託送とは、自家発電設備を設置する者が、当該自家発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者の送電ネットワークを介して、当該自家発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスです。 逆潮流を検出するRPRは逆潮流無しの連系時に設置されるリレーであることから、発電設備が逆潮流有りで連系される自己託送を行う設備構成においてはRPRの設置は不要です。 なお、系統連系規程は日本電気協会が発行する民間規格であるが、当該規程においても、逆潮流が無い連系の場合にはRPRの設置を求めており、逆潮流有りの連系の場合にはRPRを適用することができないと規定されています。 また、RPRが設置されていることから系統電力を蓄電池に充電できないとあるが、当該リレーは逆潮流を検出するものであることから、系統電力を蓄電池に充電できないということにはなりません。

第14回要望と回答 ③市場制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	③	容量市場における発動指令電源に関する見直し	発動指令電源は、電源Ⅰと同様に1年前入札への変更を検討してもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が証券化などにより、オーナーチェンジする可能性等から4年後の契約が困難なケースがある。 ・工場においてシフト生産によるDRを採用する場合、4年後の生産計画の立案が困難なケースがある。 ・DRは、電源Ⅰと同様に1年前入札にすると需要家への提案が通りやすい。 	経済産業省	容量市場は、中長期的に必要な供給力を事前のオークションにより効率的に確保するための制度であり、メインオークションを実需給の4年前に実施しております。	容量市場 メインオークション募集要綱等	検討を予定	実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与えるため、1年前に実施される追加オークションの在り方について、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会において検討を進めております。
2	③	容量市場におけるDRのベースラインのルールの見直しについて	建物での需要に合わせたベースラインを採用できるようにしてもらいたい。 (例) 建物が対象のDRの場合、午前中は事前計測、午後はHigh4of5の当日調整ありなど柔軟に選択できるなど	<ul style="list-style-type: none"> ・High4of5の当日調整ありの場合、5～2時間前が対象で、朝の9時からDRが必要な場合、補正時間帯が4時から7時になり、建物設備が稼働前となり、適正な補正ができない。 	経済産業省	容量市場における発動指令電源のアセスメントに用いるベースラインについて、DR実施日の直近の平均需要の算定方法の一つである「High 4 of 5」の値に当日補正を行うこととしております。このベースラインの算定方法は諸外国でも一般的な算定方法となっております。当日補正の対象時間については、DR指令を受けてから発動開始までの時間を用いて、この間に需要量を増やしてベースラインを意図的に大きくすることができてしまう可能性がある観点も踏まえて、「4時間前から1時間前」を「5時間前から2時間前」に改定いたしました。	容量市場 メインオークション募集要綱等	検討を予定	現在のベースラインは、客観的な算定や不正防止等の観点から定めたものです。建物を対象とするDRなどを含めて、電気事業の健全な発達に資する様々なDRが参加することが望ましいと考えられますが、ベースラインの在り方については、こういった観点を含めて、より良い算定方法があれば、必要に応じて見直しの検討を行います。
3	③	需給調整市場における事前審査等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・三次調整力②の事前審査の実働試験は30分粒度の電力で評価してもらいたい。 ・契約容量が一定量よりも小さい場合、成功判定幅を緩和して欲しい。 ・継続時間について、商品ブロックを30分に短縮するなど、需要家が参加しやすい商品設計をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三次調整力②は30分粒度の電力で評価されるにもかかわらず、事前審査では5分間隔で±10%の誤差までしか許容されておらず、建物や工場のシフト生産によるDRでは、事前審査の基準を達成することが難しい。 ・建物でのDRは少量であることが多く、成功判定幅が±10%であると絶対値が小さく幅に収めるのが困難である。 ・建物のリソースで指令値変更を伴う3時間継続したDRは難しい。 	経済産業省	需給調整市場の事前審査は、5分ごとの発電機の発電計画電力、発電実績及び応動実績を用いて評価することとしており、提供期間においては、30分コマごとで供出電力を評価しております。 提供期間において、指令量±30分コマのΔkW約定量×10%を応動実績の許容範囲とし、事業者が応札毎に最低落札希望量を指定できることとしております。 三次調整力②の取引は、取引実施日の翌日を次の3時間単位に区切り、各3時間単位のΔkWについて行うものとし、この3時間単位のΔkWを商品ブロックとしております。	取引規程(需給調整市場)	検討を予定	調整力は指令値に応じた正確な応動が求められますが、アセスメントについては調整力用の計量器の設置コスト等を勘案し、事前審査を5分とすることを前提として、5分ではなく30分平均値で評価するとしたものです。 また、DRはリソースを多く確保することでアグリゲーションの機能がより発揮できるものと考えており、応動実績の許容範囲についても、調整力としての正確な応動が求められることを踏まえ、指令量±30分コマのΔkW約定量×10%を応動実績の許容範囲としております。また、応札量に対して落札量が少量となった場合に、リソースの特性によっては許容範囲内の制御が困難になることが考えられるため、事業者が応札毎に最低落札希望量を指定できるものとしております。 商品ブロック時間については要望等考慮したうえで、30分に見直すことを検討しております。

第14回要望と回答 ⑤その他※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	2022年度のFIT入札及びFIP認定についての書類補正期限について	FIP認定の必要書類提出期限、FIT入札の書類補正期限について、北海道の募プロ案件については、募プロのスケジュールをご考慮いただけないか	FITの認定においては、接続契約の締結が必要な要件の一つであり、年度内の認定取得に向けて毎年年末ごろにこれら必要書類の提出が必要である。 なお、FIT入札案件については、落札後に接続契約の申し込みを行った場合でも認定取得期限内にFIT認定取得に至ることができるよう、FIT認定取得期限は落札後7カ月が経過する日に設定されるなど、制度設計にあわせて柔軟に対応されているところ 一方で、北海道募プロに参加する陸上風力については、1次保証金や2次保証金と、通常のFIP認定、FIT入札以上の金銭的コミットメントを、他の通常案件とほぼ同じタイミングで行うことが求められる一方、通常案件と比較して接続契約(2023年7月頃の想定)まで長い時間を要するため、22年度のFIP認定のための書類提出期限(2022年末頃想定)、FIT入札の取得のための書類補正期限(2023年5月23日)に間に合うのが困難な状況 一般的に、法アセスが必要な風力発電は、FIT認定から運転開始まで8年間のリードタイムが必要であり、2030年のエネルギーミックス達成のためには22年度のFIP、FITの認定量は非常に重要と考えられ、22年度のFIT入札においては、これら事情を考慮し、当初の入札容量を大きく上回る応札量があった場合は追加的に入札が行われる制度設計も進んでいるところ	経済産業省	FIT/FIP認定制度では、事業実施可能性が高い案件を認定することとしており、事業実施可能性を判断をする上で接続の同意を証する書類を提出することを求めています。 FIT入札実施にあっても落札後速やかな事業実施を促す観点から、落札後からFIT認定取得期限までに電力会社と接続契約が締結できるスケジュールを確保の上、入札に参加することが求められます。 ご要望については接続の同意を証する書類を提出することを求めている旨と照らし、必要に応じて検討いたします。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第4条の2第2項第5号、	検討を予定	FIT/FIP認定制度では、事業実施可能性が高い案件を認定することとしており、事業実施可能性を判断をする上で接続の同意を証する書類を提出することを求めています。 FIT入札実施にあっても落札後速やかな事業実施を促す観点から、落札後からFIT認定取得期限までに電力会社と接続契約が締結できるスケジュールを確保の上、入札に参加することが求められます。 ご要望については接続の同意を証する書類を提出することを求めている旨と照らし、必要に応じて事業実施可能性の判断について検討いたします。
2	⑤	個別計量によるディマンドリスポンス(DR)	受電点の計量（供給地点特定番号）だけでなく個別計量を認めてもらいたい。 ※受電点（スマートメーター）でない場合、Bルートのデータで取引等の制度設計が必要	・大学などは、敷地内で受電点が一つだが、建物は複数あり、建物個別でDRに参加したいニーズが散見される。 ・地域冷暖房プラント等で、一部のプラント設備でDRに参加希望の事例がある。	経済産業省	一般送配電事業者は、需給調整市場に係る取引規程にて、「発電リソースの場合、原則としてユニット単位で受電地点に計量器を設置。需要リソースの場合、需要家単位で原則として供給地点に計量器を設置」と定めております。	なし	検討を予定	受電点より下部のメーターでの計量及びベースライン設定を行う場合、需要家内での不正行為の防止策の策定やそれにかかわる一般送配電事業者の業務負荷の増加への対応などが必要と認識しており、その実現可否について、電気事業の健全な発達に資するかどうかの観点から、引き続き、審議会等において検討してまいります。
3	⑤	VPP、DR制度の周知	需要家のVPPやDRの制度の理解が進むよう、国のPR活動を拡大して頂きたい。	需要家の大部分がVPP、DR制度への理解が進んでおらず、提案時にDRの概念から説明が必要であり、営業効率が悪い。	経済産業省	資源エネルギー庁のウェブサイトや各種審議会、講演等において、ディマンドリスポンスに関する取り組み等を紹介しています。また2022年1月には、ディマンドリスポンスの概要を記載したチラシを作成し、資源エネルギー庁のウェブサイトに掲載しており、アグリゲーターをはじめとした事業者の皆様が需要家への提案活動に際してご活用いただけるようにしております。	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/index.html	対応	引き続き、ウェブサイトや講演等を通じ、ディマンドリスポンス等の啓蒙活動を続けて参ります。
4	⑤	既存の需給調整契約（ピーク調整契約）等の見直し	既存の需給調整契約（ピーク調整契約）等よりDRを優先する制度にしてもらいたい。	建物でDRの対象は蓄熱槽や熱源シフトが有効であるが、それらを持つ建物の多くは既存の需給調整契約（ピーク調整契約）等があり、DRに参加できない場合が多い。	経済産業省	「適正な電力取引についての指針」において、需要家と需給調整契約を締結している小売電気事業者は積極的な運用を行うことが期待される旨、記載されています。 DRの活用推進に向けては、2017年度から開始された卸電力市場でのネガワット取引や一般送配電事業者による調整力（電源1'）公募、また2021年度から開始された需給調整市場、2024年度から開始される容量市場（発動指令電源）といった各種市場等において、DRが参入できるように市場要件を整備してきております。また、資源エネルギー庁の実証等を通じ、DRを活用するアグリゲーターの技術力向上や、リソースの導入拡大に向けた支援を実施してきています。	「適正な電力取引についての指針」第二部 適正な電力取引についての指針 III ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ④ 需給調整契約	「その他」（需給調整契約の契約状況について旧一般電気事業者に対して情報提供を求めるとする。）	私契約である需給調整契約を締結すること自体は適正な取引の確保の観点から直ちに問題とならないが、電力・ガス取引監視等委員会において、需給調整契約の契約実態について旧一般電気事業者各社に対して情報提供を求めることとした。 また、DRの更なる活用に向け、資源エネルギー庁において引き続き各種市場等の整備やDRの活用に向けた支援といった取り組みを進めてまいります。
5	⑤	JEPXの業務マニュアルや規定の公開	JEPXの業務マニュアルや規定を公開し、新規参入者のビジネス検討が進む環境を整備してもらいたい。	・スポット市場・時間前市場のビジネス検討をしたいが、JEPX会員でないと業務マニュアルや規程が公開されない。 ・小売事業者、発電事業者、需要抑制量調整供給契約締結者に該当しないとJEPX会員になれない。	経済産業省	一般社団法人日本卸電力取引所のホームページにおいて「日本卸電力取引所取引ガイド」や「取引規程」を掲載しており、当所の会員でなければこれらを見ることができないというご指摘は当たりません。	なし	事実誤認	制度の現況欄に記載のとおりです。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
6	⑤	舗装型太陽光のZEB補助金制度等への対象化	ZEB化のため、舗装型太陽光を設置したい事業者ニーズがあり、今後も更なるニーズの増加が見込まれることから、 ①舗装型太陽光を、早急に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）（以下、ZEB補助金。）制度の対象とし、その旨を明記すべき。 ②ZEB補助金に限らず、他の太陽光発電に関する補助制度についても、舗装型太陽光を補助対象とすべき。	以前、スーパーマーケットの新築にあたりZEB化（屋上への太陽光設置の他、駐車場に舗装型太陽光を設置）を計画し、環境省事業執行団体である一般社団法人静岡県環境資源協会（以下、SERA。）にZEB補助金の補助金申請を行ったが、舗装型太陽光はJIS等の規格を取得していないとのSERAの判断により補助対象にならず、舗装型太陽光の設置を諦めざるを得ない事例があった。当該補助金の実施要領等には、JIS等の規格を取得していることが要件とはなっていないにもかかわらず、執行団体の運用で補助対象外とされたものである。 既に屋根に太陽光を設置しており更に追加で太陽光を設置したい場合や、高層ビル等、太陽光の設置場所が限られる中で、敷地内駐車場や建物の壁面にも設置可能な舗装型太陽光を設置したい問合せが多くある。今後更にこうしたニーズが増えてくると想定されることから、早急に、舗装型太陽光をZEB補助金の対象とし、その旨を交付要領等に明記すべきである。現状、舗装型太陽光の価格が高いという事実はあるものの、今後設置が進むことで量産化され価格低減も進むと考えられる。 また、ZEB補助金に限らず、太陽光発電が補助対象となっている補助金制度は、潜在的には舗装型太陽光で補助金を活用する可能性もあることから、他の太陽光の補助金についても舗装型太陽光を補助対象とすべきである。	環境省、経済産業省	①について 「建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」のうち、ZEB化支援事業においては、建築物のZEB化に伴う太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー利用機器の導入を支援しており、舗装型太陽光設備も補助対象となっています。他の太陽光発電設備に関する補助事業についても、舗装型太陽光設備は補助対象となります。 ②について 経済産業省において、太陽光発電設備を対象とした補助金として「需要家主導による太陽光発電導入促進補助金」を実施しており、本事業では、需要家等による一定の条件に合致する太陽光発電設備の新規設置を支援しています。		現行制度下で対応可能	①について 制度の現状欄に記載のとおりです。 ②について 本事業では、舗装型太陽光を含め補助対象となる太陽光発電設備の種類を制限していません。
7	⑤	変圧機能を有さない急速充電設備の離隔距離規制除外の周知	各自治体にて規定されている火災予防条例上の、3m離隔規制に関し、変圧機能を有さない急速充電関連設備 （例；Tesla Super Chargerのポスト）に関しては除外していただくよう、各消防署宛に周知をご検討頂きたい。	火災予防条例の該当条文は、変圧器を有する急速充電器の延焼リスクを担保するのが目的で、当該機能のない急速充電器関連設備については規制対象外と理解。 一方、日本で多く普及しているCHAdeMO充電器は充電ポストと変圧機能が一体化型となっている事例が過半のため、変圧機能のない充電ポスト等も規制対象と誤解されている恐れがあり（詳細は別添pdf参照）結果急速充電関連設備設置の障壁の一つになっている為。	消防庁	御要望のTesla Super Chargerは全出力が200kwを超えていることから、「変電設備」として「火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「対象火気設備等」という。）」に該当し、その設置位置、構造及び管理については、市町村条例で定める技術上の基準に従わなければならないこととされています。 屋外に設ける変電設備は、原則として建築物から3m以上の離隔距離を設けた位置に設置することとされています。	消防法第9条、消防法施行令第5条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第3条、第16条第4号	現行制度化で対応可能。充電ポストについて、現状設置されているものや今後設置見込みのもの情報を収集し、早期に通知を发出いたします	屋外に設ける変電設備と建築物の離隔距離は、本体が建築物等の開口部から噴出される火災により受熱した場合に内部で火災が発生し、他の建築物等への延焼媒体となることを防ぐために定められたものです。したがって、本体に接続されるケーブルやコネクタからの離隔距離は不要です。 御要望のあった充電ポストは、ケーブルやコネクタを収納する機能のみを有するものであることから、建築物との離隔距離を設ける必要はないものと考えられます。このことを各消防本部へ周知し、運用の統一を図ります。
8	⑤	再エネの設置等に係る建築士の説明義務制度	現在、省エネ基準の説明責任はあるが、省エネ説明だけでなく再エネ説明義務の制度を導入いただきたい。	国の目標では、2030年度に新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保され、新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が導入されていること、2050年にはストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保され、導入が合理的な住宅・建築物において太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となることとされている。 再エネ設置は、新築の際に行うことが一番効果であると考えられ、既に京都府など再エネ設置の説明義務制度を導入している自治体もあることから、これを全国で実施することで、再エネ設置を進めることができる。 （京都府： http://www.pref.kyoto.jp/energy/documents/111.pdf ）	国土交通省	建築物省エネ法第27条では建築士に対し、小規模建築物の建築に係る設計を行う時は、当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果（当該小規模建築物が基準に適合していない場合にあっては、エネルギー消費性能の確保のため取るべき措置を含む。）について書面を交付して説明しなければならないこととしております。	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条	対応	「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次答申）及び建築基準制度の在り方（第四次答申）について」（令和4年2月1日社会資本整備審議会答申）において、講ずべき施策の方向性として、「地方公共団体が、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定め、当該区域内において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課すことができる制度を創設する。」ことが示されており、今後、制度の具体化に向けて必要な対応を図ってまいります。
9	⑤	省エネ説明者の資格緩和、研修手法の策定	省エネ説明を行う建築士が不足している現状があることから、 ・最適な知識を研修する手法を策定すべき。 ・説明者の資格緩和を行うべき。	省エネ説明責任については、実際は機器のスペックを理解したうえで説明をしないと正確に出来ない。 また、実際は、設計的には設備設計に近いジャンルになるため、省エネ説明の事務作業は、駆け出しの建築士等に対応している。そうではなく、このジャンルを専門に取り扱う資格があるべきと考える。 （例えば、エネルギーマネジメントアドバイザー制度の活用など。 http://enemane.org/ ）	国土交通省	建築物省エネ法第27条では建築士に対し、小規模建築物の建築に係る設計を行う時は、当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果（当該小規模建築物が基準に適合していない場合にあっては、エネルギー消費性能の確保のため取るべき措置を含む。）について書面を交付して説明しなければならないこととしております。	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条	対応不可	建築物省エネ法に基づく説明義務制度においては、建築物の建築に係る設計を行う際、建築物のエネルギー消費性能への適合性に係る評価とともに、基準不適合の場合は適合のための措置についても説明を行うことを通じ、建築主の行動変容を促し、省エネ性能の向上を図ることとしております。この際、建築物のエネルギー消費性能を決定する要因である構造及び設備の内容を把握し、建築主に直接提案できる立場にある建築士に対して、同資格者としての責任のもと、説明の義務付けをしております。省エネ性能に関する建築士の知識向上に向けて、引き続き、研修用教材の作成や講習会の実施などの取組を通じて、一層の習熟を図ってまいります。なお、説明の実施に際し、当該義務以外の説明を他の者が行うことを制限しているものではございません。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
10	⑤	ソーラガレージの確認申請検査のリモート検査の導入	ソーラガレージの設置に関して、リモート検査を承認すべき。	ソーラガレージに関してアルミ合金製に関しては、4号特例での検査ということになり、来年度から検査が多くなると予想される。 ソーラガレージの検査内容がほぼ決まっており、Webカメラを利用した遠隔検査でも十分に検査可能なこと、検査日の確定及び検査が素早く行えることで、系統連系など、その他の行政手続きもスムーズに行えるようになることから、工期短縮・コストダウンが見込めるようになる。 これらのことなどから、(建築基準法第7条の)完了検査は確認検査員が現地に赴いて検査を実施することとなっているが、ソーラガレージにおいては、リモート検査でも承認する旨として欲しい。	国土交通省	アルミニウム合金造の小規模建築物について、4号特例の対象となっており、完了検査の一部も省略されることとなっております。また、完了検査は、申請書等及び写真による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が確認等に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることとされています。	建築基準法第6条の4、第7条 平成19年告示第835号第三	現行制度下で対応可能	完了検査の方法は制度の現状に記載のとおりであり、確認検査員は、検査の一部を写真等を使って確認等に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができます。
11	⑤	蓄電システムを屋内に設置する場合の建築基準法の特例措置の設定	蓄電システムを屋内に設置する場合、建築基準法では代替措置による数量緩和の手立てがないため、消防法上の特例措置の設定をお願いしたい。 ※変圧器用絶縁油にはその使用目的(変圧器内部の冷却・絶縁を目的として使用する場合「電気設備」として扱い消防法上の危険物から除外)により特例が設けられている。	蓄電システムを屋内に設置する場合、消防法に加え建築基準法への準拠が必要。危険物設置には「総量規制」が課され、基準量を超える設置の許可が下りず蓄電設備容量が限定的となる。	国土交通省	建築基準法第48条により、用途地域が定められている地域においては、建築物の用途、危険物の貯蔵量等により、建築制限がかかります。	建築基準法第48条	現行制度下で対応可能	建築基準法第48条において、危険物の貯蔵量を制限しておりますが、同条ただし書き許可を活用することで、ご提案は対応可能と考えられます。
12	⑤	蓄電池の△kWに対する環境価値の評価	今後のカーボンニュートラル社会実装に向けて、△kWに対する環境価値やインセンティブ付与をお願いしたい。	蓄電池はkWhを吸収(ロス分として消費)△kWを創出する装置であるが、△kWを生み出すにあたり使用するkWhについては再エネ由来kWhを使うインセンティブがなく、△kWのカーボンニュートラル化が進まない要因となっている。	経済産業省	蓄電池から逆潮流する電気に対して環境価値は認めておりません。	なし	対応不可	蓄電池の環境価値について、系統に接続された蓄電池は、系統から充電を行う際には再エネのみならず、あらゆる電源由来の電気によるものと考えられるため、放電される電気に対して非化石価値を認めることはできません。非化石価値は当該電源の発電された電力量分を価値として認定しておりますので、蓄電池に充放電された場合に、その非化石価値を認めることはできないと考えます。
13	⑤	上げDR(蓄電池の充電)を行う場合の基本料金上昇リスクの対策	現在の電気料金制度の枠組み内で、基本料金の上昇リスクを緩和する施策の検討をお願いしたい。	再エネ普及による地内系統混雑を緩和するため、再エネ過多に対して上げDR(蓄電池の充電)を行う場合、基本料金が上昇するリスクがあり、活用障壁となりうる。	経済産業省	電気料金は全面自由化されており、その内容について小売電気事業者が需要家のニーズを踏まえて創意工夫することが期待されます。自家発を導入して電力のピークカットをしている需要家の場合、自家発の保守やトラブル等によって一時的に契約電力を超過することがありますが、「自家発補給電力契約」を締結している場合には、契約電力の見直しを行わないとすることが可能です。この措置について、再エネを活用するために、自家発の稼働を減少させないしは停止することによって上げDRを行う場合に契約電力を超過する場合においても、「自家発補給電力契約」を適用できるように、2021年4月に各一般送配電事業者の託送供給等約款が改定されています。加えて、上げDRは中間期を中心とした再エネ余剰時に実施されるケースが多いと想定されます。このような中間期(春、秋)は空調需要も比較的小さいことから、契約電力を超過しない範囲(基本料金の見直しを伴わない範囲)での上げDRを実施することも可能です。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
14	⑤	電気主任技術者の兼任制度の特高までの引き上げ	<p>現状、電力が2,000kW未満・電圧が7,000V以下の高圧受電しか主任技術者の兼任は不可。電圧66,000Vの特別高圧受電所では、電気主任技者は第2種の「専任」が求められ、工場間距離が数kmと近い場合でも各工場に専任者を置くことが必要。</p> <p>就業人口減少の中、「兼任」制度を特高受電まで拡大すべき。これにより、有資格者の有効活用が可能になる。</p>		経済産業省	<p>兼任制度は、電圧が高圧以下の事業場であって、保安上支障のないものにあつては、主任技術者が2以上の事業場の監督を兼ねることができる制度です。</p> <p>統括制度は、所定の要件のもとに離れた場所に所在する複数の事業場又は設備を有する場合に、一人の主任技術者が配下の要員に点検業務等を行わせることを前提とした組織的な保安監督の形態となります。この場合、監督できる範囲は、電圧170,000V未満の事業場又はこれらを系統に連携するための設備とし、事業場の数は6か所までとしています。</p>	電気事業法施行規則第52条 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）	現行制度下で対応可能	特別高圧の系統連系にあたっては、事故等の発生時のリスクが高圧設備に比べ高く、また、一般送配電事業者による給電指令を受けて電気工作物の操作を行う等の対応が求められることから、緊急時であっても早急な対応をすることができる体制を確保することが求められています。 <p>統括制度では、特別高圧のうち170,000V未満の事業場を対象に、所定の要件を満たすことで一人の電気主任技術者が複数人を監督することが可能です。御要望の形態は、この統括で実質的に実施可能です。ただし、高圧よりもよりリスクが高くなるため、担当技術者を確保する等の追加的な要件が必要となります。</p>
15	⑤	変電所施設の常時監視	IoT技術等の進展や活用により、スマートフォン、タブレット端末等による異常時の制御・停止等の安全確保も含めた発電所構外からの遠隔での常時監視・制御が可能であることから、常駐しない方式も可能としてほしい。	変圧器の使用電圧が100kVを超える変電所については常駐が必要。	経済産業省	<p>電気設備は電気事業法に基づく技術基準に適合することが求められ、その基準は「電気設備に関する技術基準を定める省令」に規定されている。また、省令に定める技術要件を満たすべき技術的内容は「電気設備の技術基準の解釈」（電技解釈）にて具体的に示しています。</p> <p>・解釈第48条1項1号及び2号において、変圧器の使用電圧が100kVを超える変電所については「断続監視制御方式」、「遠隔断続監視制御方式」、「遠隔常時監視方式」による監視制御方式が示されている。これは、保安上及び系統構成上の重要性に鑑み、変電所に異常が生じた場合に迅速な対応が必要となるためであります。</p> <p>・遠隔常時監視制御方式においては、変電制御所（当該変電所を遠隔監視制御する場所）に常時駐在することが求められています。</p>	電気設備に関する技術基準を定める省令 第46条 電気設備の技術基準の解釈第48条	対応不可	10万V以上の変圧器が施設される変電所は、電力の安定供給を確保する上で重要な施設であります。 <p>監視制御を行う設備に付随する通信設備は、電気設備の保安上及び運用上に欠かせない電力保安通信設備に当たるため、災害や事故等の有事の際にも必ず使用できる状態にあることが求められます。そのため、一般の通信回線と共に不通となるような通信回線では保安の確保ができていたとは言えません。</p> <p>また、タブレット端末等を使用する場合には、当該端末等が、遠隔断続監視制御方式及び遠隔常時監視制御方式における変電制御所としての機能を果たすことが求められるところ、移動時には十分な監視制御体制が維持できているとは言えないため、適切に監視を行っていると思えずことは困難であります。</p>
16	⑤	エネルギー管理者の選任見直し	<p>①現行法では、エネルギー消費設備の維持及び運用の保安のため、選任されたエネルギー管理者による監督が義務づけられている。しかしながら、遠隔監視システム等を活用することにより、リモートワークであっても現地の運転状況が把握可能であるため、遠隔監視可能なエネルギー管理者も保安監督といえるように法改正すべきである（ゴールベース）。</p> <p>②エネルギー管理者の選任について、事業所ごとの選任がリモート業務の阻害になっている。ロケーションごとに選任している技術者などは、会社単位の選任などに見直していただきたい</p>		経済産業省	<p>①エネルギーの使用の合理化等に関する法律第11条に基づいていれば、現行法のエネルギー管理者の運用において、遠隔監視システム等の活用を否定しておりません。</p> <p>②エネルギーの使用の合理化のためには、エネルギー消費機器等に関するきめ細やかな保守点検等が不可欠であるため、こうしたエネルギー消費機器等を実際に取り扱う工場等ごとに管理者を置くことを求めています。</p>	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第11条第1項	①現行制度下で対応可能 ②対応不可	①については対応済。②については左記の通り、エネルギーの使用の合理化のためには、業種や工場等の規模などに応じてエネルギー消費機器等に関するきめ細やかな保守点検等が不可欠であるため、引き続き工場等单位でエネルギー管理者を設置することとしたいと考えています。なお、エネルギー管理者の常駐は求めておらず、工場等单位でのエネルギー管理者の選任がリモートワークを阻害するものとは考えておりません。 <p>※資源エネルギー庁ホームページにおいて、「エネルギー管理統括者等については、省エネ法に関連しない他の業務との兼務が可能であり、また特定の時間、特定の場所への常時滞在を求めているものではありません。」と記載しています。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/procedure/index.html#02</p>

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
17	⑤	計量法上の申請の電子化	<p>①セキュアな環境を前提としつつ、電子データによる提出を認めてほしい。また、同一図面については文書番号で管理し、電子データ流用を認めてほしい（2020年度実績で35型式を申請している実績から、例えば紙量において約1,750～3,500枚の紙量節約効果）。さらに、電子文書での申請／交付を認めてほしい。申請手続きが簡便になることで、申請書類作成や申請そのものにかかる期間の短縮が可能。申請者が増加することも予想され、特定計量器の充実化、ひいては業界全体の促進が期待されるところ。</p> <p>②計器の正確性を緻密に管理できるように、産業技術総合研究所 計量標準総合センターを頂点とする計量トレーサビリティ（切れ目のない校正の連鎖）の証明を、ブロックチェーン技術を用いた偽造不可能なデジタル証明書に置き換えるべき。</p>	<p>①電力量計の型式承認プロセスにおいては、計量法（第76条。詳細は検定検査規則第30条で規定）により、日本電気計器検定所への申請書や型式担保事項となる図面等の書面提出が義務付けられ、型式承認のたびに50～100枚程度の申請書・図面を提出しているのが現状。</p> <p>・計量法型式承認において、紙文書での届出・交付が義務付け ・用紙はファイル綴じ代として、数mm空ける等、細かい取決めも存在</p> <p>②各種製品の品質を検査する際、検査に用いた計器が正しく校正されたものであることを証明することが必要。その際に使用される校正証明書、基準器検査成績書、トレーサビリティ体系図、のいわゆるトレーサビリティ3点セットが全て「紙」。チェックするにも整理・保管するにも極めて煩雑。</p>	経済産業省	<p>①電気計器の型式承認申請においては、特定計量器検定検査規則第30条に基づき申請書類を日本電気計器検定所に提出することになっておりますが、法令等においてはその必要書類について紙面での提出を義務付けておりません。一方、型式の承認の可否を検討するにあたって、紙面による確認作業の方が業務効率性が高いと考えられるため、日本電気計器検定所が申請事業者に対して紙面での提出を求めています。</p> <p>②トレーサビリティ3点セットのうち、JCSS校正証明書、トレーサビリティ体系図については、電子的な入手が既に可能な状態です。</p>	<p>①計量法第76条、特定計量器検定検査規則第30条</p> <p>②計量法第105条第1項、第136条第1項、第144条第1項</p>	<p>①検討に着手</p> <p>②検討を予定</p>	<p>①日本電気計器検定所では、電子メール形式等による型式承認申請の電子化について、2022年度に電子化の手段やルール等の検討を行い、2023年度より電子申請の受付を開始する方針です。</p> <p>②証明書をはじめ計量における電子化については、国際度量衡局、国際法定計量機関を始めとする国際的な場で検討が始められたところです。国際合意に沿った形で社会実装されるには、まだ相当時間がかかる見込みではありますが、ブロックチェーン技術を用いるかどうかも含め、今後の国際動向に応じて検討して参ります。</p> <p>なお、3点セット中、JCSS校正証明書とトレーサビリティ体系図については、必ずしもブロックチェーン技術に基づくものではないものの、既に電子的に入手可能となっています。</p>